

刈谷市自転車活用推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 自転車活用推進法（平成28年法律第113号）第11条第1項の規定に基づき、本市における自転車の活用の推進に関する計画（以下「自転車活用推進計画」という。）を策定するため、刈谷市自転車活用推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、自転車活用推進計画の策定に関し、意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員9人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 事業者を代表する者
- (3) 各種団体を代表する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 市の職員

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、都市政策部都市交通課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年5月14日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、刈谷市自転車活用推進計画が策定された時にその効力を失う。